

令和 7 年度 加東市病児保育事業及び加東市民病院院内保育所運営業務委託（長期継続契約）事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、「令和 7 年度 加東市病児保育事業及び加東市民病院院内保育所運営業務委託（長期継続契約）」の受託候補者をプロポーザル方式により選定するために必要な手続き等について定めるものとする。

2 業務の目的

子育て支援施策の一環として、疾病等により集団保育が困難な児童を一時的に保育することで、保護者の子育てと就労の両立を支援すること及び加東市病院事業部の職員（事務職を除く。）が安心して業務に専念できる環境を整えることを目的とする。

3 業務の概要

(1) 業務名

令和 7 年度 加東市病児保育事業及び加東市民病院院内保育所運営業務委託（長期継続契約）

(2) 業務内容

令和 7 年度 加東市病児保育事業及び加東市民病院院内保育所運営業務委託（長期継続契約）仕様書のとおり

(3) 委託期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日

契約締結日の翌日から令和 7 年 9 月 30 日までを、本業務の準備期間とし、その期間は、委託料は発生しないものとする。

(4) 見積条件

この業務は長期継続契約に該当し、本業務に係る概算見積額の上限は次のとおりとする。ただし、翌年度以降における所要の委託料の上限額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

なお、これにより受託者に損失が生じた場合は、受託者はその損失の補償を委託者に対して請求できるものとし、この場合における補償額は、双方で協議して定めるものとする。

総 額 93,258,000 円（消費税等を含む。）

（病児保育：40,656,000 円、院内保育所：52,602,000 円）

令和 7 年度	9,325,800 円（消費税等を含む。） （病児保育：4,065,600 円、院内保育所：5,260,200 円）
令和 8 年度	18,651,600 円（消費税等を含む。） （病児保育：8,131,200 円、院内保育所：10,520,400 円）
令和 9 年度	18,651,600 円（消費税等を含む。） （病児保育：8,131,200 円、院内保育所：10,520,400 円）
令和 10 年度	18,651,600 円（消費税等を含む。） （病児保育：8,131,200 円、院内保育所：10,520,400 円）
令和 11 年度	18,651,600 円（消費税等を含む。） （病児保育：8,131,200 円、院内保育所：10,520,400 円）
令和 12 年度	9,325,800 円（消費税等を含む。） （病児保育：4,065,600 円、院内保育所：5,260,200 円）

4 参加資格要件

参加資格要件は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 公告日現在において、「令和 7 年度加東市指名競争入札参加資格者名簿」で役務提供の登録をしている者であること。ただし、当該登録を行っていないものであっても、次の各項目に掲げる書類を提出し、本市入札参加資格者としての基準を満たすことが認められるものについては、当該登録を行っているものと同様の資格があるとみなす。
 - ①登記登録事項証明書又は履歴事項全部証明書
 - ②取引先一覧及び会社概要
 - ③財務諸表（直近 1 年）法人貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
 - ④直近年度の国税（法人税並びに消費税及び地方消費税の未納が無いことが確認できる納税証明書：その 3 の 3）、都道府県税（事業税及び都道府県民税）及び市町村民税全ての納税証明書
 - ⑤印鑑証明書（証明年月日が参加申込書提出前 3 か月以内のもの）
- (2) 参加申込期限日において、加東市の指名停止基準に基づく指名停止処分を受けておらず、同基準に基づく指名停止の措置要件に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく本市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (4) 公告日現在に会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない業者であること。
- (5) 加東市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年加東市条例第 2

号)第2条(第4号を除く。)に規定するものでないこと。

(6) 公告日現在、病児・病後児保育又は院内保育の受託実績が令和2年度以降の期間を含め5年以上(通算)あること。

(7) 指名競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

5 本業務に係る全体スケジュール

本業務に係る全体のスケジュールは次のとおりとする。ただし、加東市プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)の判断により適宜調整することがある。

実 施 内 容	日 程
募集開始(公告)	令和7年5月23日(金)
参加申込書等の提出期限	令和7年6月6日(金)
一次審査(参加資格審査)結果通知	令和7年6月13日(金)
現地確認申込期限	令和7年6月18日(水)
現地確認日	令和7年6月19日(木)
質問書の提出期限	令和7年6月20日(金)
質問書の回答期限	令和7年6月27日(金)
辞退届の提出期限	令和7年6月27日(金)
企画提案書等の提出期限	令和7年7月2日(水)
二次審査(プレゼンテーション)	令和7年7月8日(火)
二次審査結果通知	令和7年7月15日(火)
契約締結	令和7年8月上旬予定

6 募集内容

- (1) 募集方法 本市ホームページにおいて行う。
- (2) 受付書類 所定の様式及び参加資格を証明する書類等

7 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり参加申込書等を提出すること。

- (1) 提出期限
令和7年6月6日(金)午後5時15分まで(必着)
- (2) 提出書類
 - ①参加申込書(様式1)
 - ②会社概要書(様式2)

③業務実績書（様式3）

④財務諸表（直近3年）法人貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書

⑤切手（320円）を貼付した長形3号の返信用封筒（返送先を記入したもの。）

⑥「4（1）」の「令和7年度加東市指名競争入札参加資格者名簿」に登録のないものにあつては、同項①から⑤に掲げる各書類

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便、期限内必着）で提出すること。

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。

(4) 提出場所

〒673-1493 兵庫県加東市社50番地（加東市役所4階）

加東市教育委員会こども未来部こども教育課 担当：森本

8 一次審査（参加資格審査）

参加者が提出した書類により参加資格要件を満たしているかどうかを審査する。
この結果、参加資格がないと認めた場合は失格とする。

また、参加資格を満たす事業者が4者以上の場合、業務実績に基づき審査を行い、上位3者を選定する。

なお、一次審査結果は二次審査に引き継ぐこととする。

(1) 一次審査結果の通知

①通知日 令和7年6月13日（金）

②通知方法 全参加申込書提出者に書面により通知する。

③二次審査対象者とならなかった者は、その理由について次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。この場合において、説明を求められたときは、市長は速やかに書面でその理由を説明するものとする。

ア 提出期限 令和7年6月20日（金）午後5時15分まで

イ 提出場所 「7（4）」に同じ

ウ 提出方法 持参によること

9 質問及び回答

質問事項がある場合は、質問書（様式6）により、電子メールにて提出すること。

なお、電子メールを送信したときは、必ず送信したことを電話連絡すること。

(1) 提出期限

令和7年6月20日（金）午後5時15分まで

(2) 質問書の回答

令和7年6月27日（金）午後5時15分までに、参加資格を満たした参加者全員に対し、随時電子メールで回答する。また、全ての質問に対する回答を参加者全員に行う。なお、質問者名は明記しない。

(3) 提出先

電子メールアドレス：kodomo@city.kato.lg.jp

電話番号：0795-43-0546

連絡先：加東市教育委員会こども未来部こども教育課 担当：森本

10 辞退届の受付

本プロポーザル参加申込書の提出後に本プロポーザルの参加を辞退しようとする者は、次のとおり辞退届（様式7）を市長に提出するものとする。

- (1) 提出書類 辞退届
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出期限 令和7年6月27日（金）午後5時15分まで
- (4) 提出方法 「7（3）」に同じ
- (5) 提出場所 「7（4）」に同じ

11 企画提案書等の作成及び提出

参加資格を満たした者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 企画提案書の作成

企画提案書は、「令和7年度 加東市病児保育事業及び加東市民病院院内保育所運營業務委託（長期継続契約）提案書」により作成すること。

(2) 企画提案書等の提出

①提出期限 令和7年7月2日（水）午後5時15分まで

②提出書類及び提出部数

提出書類	様式等	部数
企画提案書	様式4の①～⑤	・ 正本1部 ・ 副本8部 ・ 電子データ1部（CD等）
会社案内のパンフレット等	任意	
不測の事態発生時の独自の対応マニュアル		
病児保育及び保育所運営業務に係る独自のマニュアル		

見積書	様式 5	・ 正本 1 部
返信用封筒	長形 3 号切手（3 2 0 円）を貼付したもの	

③提出方法 「7（3）」に同じ

④提出場所 「7（4）」に同じ

12 二次審査（プレゼンテーション）

二次審査（プレゼンテーション）は非公開とし、二次審査参加者は、次によりプレゼンテーションを行うこと。

(1) 二次審査実施日 令和 7 年 7 月 8 日（火）

各参加者の開始予定時刻は別途通知する

(2) 二次審査はプレゼンテーション及び質疑応答により、企画提案書の内容に基づき行うこと。（説明 3 0 分以内、説明後 1 5 分程度の質疑を行う。）

なお、プレゼンテーション実施に係るパソコン等（ネットワーク環境含む。）の準備品については、二次審査参加者が準備すること。ただし、設置に要する時間は、5 分以内とし、プレゼンテーションの時間には含めない。

(3) プレゼンテーションは、委員会に対して行うものとし、当該プレゼンテーション内容により委員会委員が採点する。

13 審査の結果

(1) 審査

審査基準（別表のとおり）に基づき評価を行い、二次審査の評価点数の合計が最も高い者を受託候補者として選定し、併せて次点者も選定する。なお、評価点と同じ場合は、審査項目の「4 事業実施内容」の評価点の高い者を上位者とする。さらに「4 事業実施内容」の評価点においても同点となった場合は、審査項目の「3 危機管理体制及び事業実施方針」の評価点の高い者とする。なお、全参加者の点数（委員会委員の点の合計）が、満点（委員会委員数×1 0 0 点）の 6 割を超えない場合は不調とし、改善事項を書面により提出させ、再度委員会を開催するものとする。

また、参加申込者は 1 者であっても一次及び二次審査を行い、同様の基準により受託候補者を選定する。

(2) 審査結果の通知

受託候補者を選定したときは、速やかに全二次審査参加者に対し、書面により通知するものとする。

- ①通 知 日 令和7年7月15日（火）
- ②通知内容 審査結果
- ③通知方法 全二次審査参加者に書面により通知する。
- ④受託候補者に選定されなかった者は、その理由について次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。この場合において、説明を求められたときは、市長は速やかに書面でその理由を説明するものとする。ただし、審査結果に対する異議は、一切受け付けない。
- ア 提出期限 令和7年7月23日（水）17時15分まで
- イ 提出場所 「7（4）」に同じ
- ウ 提出方法 持参によること。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。

(3) 選定結果の公表

受託候補者を選定したときは、加東市ホームページ上で公表する。

公表の内容は、各参加者の総評価点及び選定の結果とする。なお、本市において審査結果等を公表するまでは二次審査参加者において、第三者に公表してはならない。

14 契約の締結

市は受託候補者に選定された者と契約の交渉を行う。なお、受託候補者の企画提案が無効となった場合や契約交渉が不調等により契約締結に至らない場合は、審査により次点とした者と契約締結の交渉を行う。

15 情報公開及び提供

- (1) プロポーザルの実施に関する情報（参加希望者から提出された資料を含む。）は、加東市情報公開条例（平成18年加東市条例第16号）の規定に基づき開示することがある。
- (2) 当該業務の受託候補者から提出された資料（企画提案書等を含む。）は、加東市情報公開条例（平成18年加東市条例第16号）の規定に基づき開示する。

16 その他

- (1) 参加申込書及び企画提案書の提出は、1者につき1案とする。
- (2) 提案に係る一切の費用は提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。

- (4) 提出された書類の受領後の差し替えは認めない。
- (5) プロポーザルの参加者数、選定結果及び評価の概要は公表することがある。
- (6) 審査結果に関する異議は一切受け付けない。
- (7) 本実施要領等に基づき提出された書類等は、当該提出者に断りなく目的外に使用しない。
- (8) 問い合わせ及び担当部局

〒673-1493 兵庫県加東市社50番地

加東市教育委員会こども未来部こども教育課 担当：森本

電話番号：0795-43-0546（直通）

FAX：0795-43-0559

電子メールアドレス：kodomom@city.kato.lg.jp

別表

令和7年度 加東市病児保育事業及び加東市民病院院内保育所運営業務委託
(長期継続契約) 事業者選定審査基準

項目	評価内容	配点
企業評価	1 企業の業務実績及び運営実績	
	(1) 業務実績の内容	7
	ア 病児保育及び保育所運営業務の運営実績数	4
	イ 病児保育及び保育所運営業務の地方公共団体からの受託実績がある	3
	(2) 事業所の適正	3
	ア 財務状況の健全性	3
	小 計 ((1) + (2))	10
企画提案評価	2 運営理念及び業務受託体制 (様式4の①、様式4の②)	20
	(1) 病児保育及び保育所運営業務に対する基本的な考え方と独自の提案	
	(2) 業務を受託するうえでの体制整備	
	(3) 業務開始時期までの引継体制、職員の指揮命令系統の確立	
	(4) 職員の配置や勤務体制について	
	3 危機管理体制及び事業実施方針 (様式4の③、様式4の④)	20
	(1) 保育上の事故発生時の対応と予防体制	
	(2) 安全対策と災害に備えた避難訓練及び不審者侵入時の対応体制	
	(3) 保育の質の向上や改善及び安定した提供のための方策・取組	
	(4) 安定的なサービス提供のための組織内の指揮命令系統	
	(5) 業務遂行のための職員の配置や勤体制及び研修制度	
	4 事業実施内容 (様式4の⑤)	20
	(1) 保育計画 (年間及び1日の保育の流れを含む)	
	(2) 保育内容の定期的な評価体制の整備について	
	(3) 保護者との情報交換 (緊急時の連絡体制を含む)	
	(4) 苦情・要望に対する取り組み	
	小 計	60
価格評価	5 費用 (様式5 見積書の総額にて評価点を算出)	
	(1) 【病児保育】評価点算出式: 10 (配点) * (最低見積価格 / 見積価格)	10
	(2) 【院内保育所】評価点算出式: 10 (配点) * (最低見積価格 / 見積価格)	10
	小 計	20
総合評価	6 ヒアリング	
	(1) 取組意欲	5
	(2) 提案書の内容を的確にわかりやすく説明できているか	5
	小 計	10
計		100

- ※1 評価内容1、5以外の各項目について、次の5段階評価により評点を計算する。
 [A特に優れている] 評点×1.0 [B優れている] 評点×0.8 [C普通] 評点×0.6
 [Dやや劣っている] 評点×0.4 [E劣っている] 評点×0.2
- ※2 評価内容の一部の細項目について提案がない場合、評価点から2点を減点する。